

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年8月2日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年8月2日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二	委 員	吉 岡 清 彦

欠席委員

な し

出席委員外議員

議 長	山 口 憲一郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美和子		

説明のため出席した者

総務部長	日名子 達也		
(総務課)			
課 長	村 田 ゆかり	主 査	松 永 大 輔
(契約管財課)			
課 長	和 田 弘	係 長	前 川 哲 郎

本日の委員会に付した案件

- (1) タブレットの導入について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 11時37分

○委員長（岩永政則委員）

おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。本日はタブレットの導入についてを議題としたいと思います。町の執行部におかれては、既にタブレットの導入をして、稼働しているということをごさいます。本日は日名子総務部長、村田総務課長並びに和田契約管財課長ほか2人をお招きして、話を聞くようにしておるところでございます。内容につきましては、経過等並びに現在の利用状況、それから今後の利用の方向づけ等につきまして、現在の町の取り組みの実態を理解するということを主に研修を行いたいということで予定したところでございます。執行部の皆さん方におかれましては、大変多忙の中に御出席をいただきました。心からお礼と感謝を申し上げたいと思うわけでございます。それでは時間の都合もございますので、早速、課長から説明を受けて、次に質疑をしまいたいと思っております。

村田課長。よろしく御指導いただきたいと思っております。

○総務課長（村田ゆかり君）

皆さんおはようございます。本日は資料としてA4両面の紙を1枚と、実際にタブレットを配布させていただいております。タブレットを見ながら、もしくはペーパーを見ながらお聞きいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、長与町におけるタブレットの導入につきまして御説明させていただきます。最初に導入の経緯についてでございますが、昨年の新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、全国的にテレワークが推奨されてまいりました。本町におきましても昨年7月からテレワーク制度の導入に向けた検討を進めており、令和3年度より導入しているところでございます。その検討の中におきまして、効果的なテレワークを実践するために適しており、かつテレワーク以外でも活用されることを想定して、タブレット端末の選定を行っております。一つは、可搬性、携帯性に優れた端末を導入する必要があること。一つは、端末内のドキュメントへ直接的な書き込みが可能であることが、今後活用に繋がると判断して、今、皆さんにお配りしております2 in 1型タブレット端末、このスタイラスペン付きを導入させていただいております。次にタブレット導入の目的でございますが、経緯でお話をしましたとおり、テレワークにおける活用を第一目的として導入しております。テレワークにおける活用とは、在宅勤務の際の持ち帰りのほか、出張や現場立ち会いのときなどに利用されることを想定しており、場所を問わない勤務形態を実現するための利用全般を指しております。またテレワークの基盤ともなります日常業務の電子化、業務効率化のためのツールとして活用することとしており、具体的には庁内会議や課内協議のペーパーレス化、各種資料の電子配布、ウェブ会議やウェブ研修への出席等に、今、利用しているところでございます。次に導入の予算についてでございますが、導入コストとしましては、表のとおり、タブレット1式56台分で631万400円となっております。このタブレットは、各部長へ1台ずつ、各課へ1台ずつ、あと庁内会議などで使うように、予備として20台を保有させていただいております。購入の財源

といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しており、100%補助の対象となっております。次に、現在の活用状況についてでございますが、テレワークでの利用では、現在の利用回数は53回となっております。部ごとでは、総務部が19回、企画財政部が15回、建設産業部が1回、教育委員会が2回、住民福祉部が12回、健康保険部が1回、あと議会事務局、会計、農業委員会、選挙管理委員会のトータルで3回、窓口の有る、無しにかかわらず、比較的広く活用がされているような状況となっております。会議や協議等のペーパーレス化でございますが、会議の際の資料を印刷製本する時間、紙やインク代などの消耗品代の両方で効率化が図られているところでございます。次に会議時におけるリアルタイムでの議事録の作成です。会議の際にその場で議事録を作成していきますので、会議終了後にメモや録音から、一から文字起こしをするときと比較して、作成時間の短縮、業務の効率化が図られております。先日も県庁でヒアリングがありましたが、その際もタブレットを持って行き、職員がその場で議事録を作成しておりました。庁舎に戻ってからの後処理が短時間で終了することができております。次にウェブ会議、ウェブ研修への参加です。令和2年度からウェブによる会議や研修会が非常に多くなってまいりました。会議室、あるいはテレワークで、または自宅で参加することが可能となりました。次に会議資料の電子配布です。資料の配布につきましても、電子配布することで印刷製本する時間だけでなく、各課へ持って行く時間も削減できております。次に出張職員との連携です。コミュニケーションツールとして、今年度、新たに elgana やグループウェアなどを活用しており、出張先の職員とデータのやりとりなど、セキュリティに対応した連携が可能となっております。出張先からスケジュールや職員回覧など、確認をすることもできるようになりました。次にインターネット検索や例規の参照です。会議室や出張先などでも、インターネット検索や例規を参照することが可能となりました。次に予備端末20台の貸し出しについてでございますが、各課に1台配布をしておりますが、必要な課には追加で貸し出しをしたり、庁舎内会議の際にも貸し出しをしております。次に導入のメリットとデメリットについて利用した職員に照会をしたところ、メリットにつきましては携帯性が高くテレワークに最適である。御覧のとおりコンパクトで非常に軽うございますので、携帯性については満足との感想が多いようでございます。次に会議時等データを持参させることで、資料印刷、製本に係る事務が、非常に削減ができていると。活用状況でもお話をしましたとおり、プリントアウトして、製本して、配布をするという一連の事務作業がなくなることは、大きく事務改善に繋がっていることと思っております。次に端末内ドキュメントに直接書き込みができるため、紙媒体と同等の感覚でメモをとることができる。タブレットの横にスタイラスペンがついておりますけれども、これで実際に画面上にメモができたりですとか、マーカーを引いたりですとか、そういったことができまして、それをさらにデータで保存することができるようになっております。次にスマホ感覚で操作が可能なので、片手での操作性に優れているということです。画面をピンチア

ウトと言って画面を大きくしたりですとか、スワイプなど携帯と同じような操作が可能で、非常に使いやすいという声をいただいております。逆にデメリットでございますが、携帯性を重視した反面、モニターや付属のキーボードが小さく、一日作業をするのにはしづらさを感じている職員もいるようでございます。見てのとおり普段使っているパソコンよりも非常に小さいために、一日使っていると多少疲れを感じるという声が聞かれております。次に今後のタブレット活用への取り組みでございますが、今後は、次のとおり活用ができないか検討していきたいと考えております。専門的な言葉になってしまいましたが、システム構成のシンクライアント化等によりL G W A N 系統のファイル編集を可能にする。選挙時の投票所や災害発生時の避難所等に配布し、本部との情報連携を強化する。窓口業務での活用として、タブレットを用いた説明や届け出、リモート化に活用できないか、研究をしていきたいと考えております。現在机の上にあるパソコンと全く同じ環境とはなっておりません。セキュリティの関係などで、できることが今、限られております。今後、I T 化が急速に進んでいくことと思っておりますので、順次できることを増やしていきたいと思っております。今、御説明申し上げました内容は、今年度よりスタートしたばかりで、職員からのレポートなどを集計したものを御紹介させていただきましたが、例えば具体的な費用対効果であるとか、予算や時間がどれだけ削減ができたのかという成果については、今後検証していくこととなると思います。各課によってもタブレットの活用が進んでいる所と、まだまだそうではない所もあり、取り組み内容に温度差もあつたりしますので、タブレットの活用については、まだこれからと御理解いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。お疲れさまでした、ありがとうございました。それでは、今の説明等について質疑を受けたいと思ひますけども、何か御意見、質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

導入予算について、臨時交付金の対象になつて100%補助だつたと書いてあるんですが、これは今後も見込めるのかということと、56台購入されておりますけども、こういう機会にということと、もうちょっと多く購入ができなかつたのかどうか。できれば議会の分も含めて検討されなかつたのか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですけれども、これは今のところまだ追加の交付金が出ておりませんので、今後これをさらにつけていくことは、今のところではできないようでございます。そして使い方についてですけれども、あくまでも

コロナウイルスの対応をするための費用ということですので、この1つにテレワークが該当して購入することができるようになったわけですが、私たちとしてはテレワークで使うということだけではなく、今はICTを活用した業務の効率化とか、多様な働き方の確保とか、そういった観点も含めて活用していければなと思っていますところでございます。この補助金の対象が職員向けということになっておりますので、申し訳ございませんけれども想定ができなかったというところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

議会向けというよりも、せっかくこういう交付金が充てられ購入されたということで、その使い道もテレワークとかのものを、実際は、日常の業務でそういう使い方もされているということでしたので、できればこの56台じゃなくて、例えば全ての課長さんまでとか、この際、この補助金の対象になるのであれば、もうちょっとたくさん購入を計画されなかったのかどうかというのをお聞きしたんですが。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

各部に1台ずつ、各課に1台ずつ、あと庁舎内会議でも使う。あとウェブとか、利用目的を細かく設定されておまして、人との接触を防ぐためにウェブで使いますとか、かなり制約もございまして、もう少し頑張ればできたのかもしれないですけども、これを最大でお願いをしたところです。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今回の分が職員向けだったということですが、議会が導入を進めるに当たって、例えば3階まではWi-Fiとかもやったと思うんですけど、今後、用意すべきこととか、検討材料になるようなことがあれば、アドバイスとして教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

庁舎内で使えるタブレットと同じように議会の方で導入される場合、まずこのタブレットは今業務用で使っているものと同じようにWindowsを入れたものになっていますので、ファイルをもったりとか、渡したりするときに、これと同じようにUSBのメモリとかで移したりできるんですけども、iPadとかの場合、専用の物を買ったりしないといけないので、そういったところでまず機器の選定をどちらが良いかっていう。これは職

員が元々業務系で Windows のパソコンを使っているので、同じような使い方ができるよ
うにということでこれにしているんですけども、もちろん iPad とかの方が、パソコンを
あまり使わない方でも使いやすいというところがあって、もう見た目で押してすぐなる
とか、そういったところがありますので、使われる方が、どちらが使いやすいかってい
うところで、まず、そのタブレットか、iPad のようなタブレットか、こういったパソコ
ンにもなるようなものにするかというところを検討される必要があるかと思います。で、
こちらのタブレットは、家にも持ち帰れるようにインターネットに接続できる環境設定
にしています。なので、インターネットを接続する以上は、やっぱりウイルス対策ソフ
トを導入する必要があるかと思います。今回、お示しした購入予算の中にもウイルス
対策ソフトを入れているんですけども、こちらは比較的安価に、更新料が掛からないも
のを導入しており、元々これで個人情報を扱うことができない、テレワークって個人情
報を持ち出しちゃいけないというふうになっていますので、個人情報が入らないって
いうことでこういったもので大丈夫だろうということで、このセキュリティレベルにして
いるんですけども、もっと細かく個人的な情報とか、そういったものをもし取り扱う
のであれば、そこのセキュリティについては嚴重にする必要がありますので、もっと強
固なセキュリティソフト等を導入する必要があるかと思います。あとは、ファイルの
受け渡しの方法を先程 USB 等でと言いましたけども、役場のようにファイルサーバ
のようなものを構築されると、例えば同じ場所を全員で見て、そこで共同で編集をする
とか、そういったことも可能になるとと思いますので、役場の場合は、ファイルサーバ
とグループウェアという、スケジュール等を共同で使えるソフトを今導入しているん
ですけども、そういったところまで一緒に導入すると、もう本当にこのパソコンだけでス
ケジュールの管理から書類の受け渡しから、ある程度の打ち合わせ等まで可能になるか
と思いますので、せっかく導入されるということを検討するのであれば、そこまで検討
された方がよろしいかと思います。Wi-Fi 環境については、今、3階までとおっしゃ
いましたが、4階にもルーターを付ける予定ではあるんですけども、こちらは庁舎内ネ
ットワークの中のインターネットの部分飛ばす部分になりますので、これを一般向け
に公開できるかっていうところが、ネットワーク上のセキュリティの問題が出るかと思
いますので、もし議会で設定される場合には別回線で設定をして、インターネットを使
用できるようにする整備をされた方が、セキュリティ上はよろしいかと思います。

○委員長（岩永政則委員）

いいですかね。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

セキュリティの観点で別回線と今おっしゃられましたけれども、議会のある程度の流
れというのも全然分からないんじゃないと思うので、改めてお聞きするんですけども、
議会だから必要なもの、こういうのは入れていた方が良いというような情報はお持ちじ

やないんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

タブレットをどういうふうに使っていうところがまずスタートになってくるのかなと思います。役場ではこれをテレワークで使いますよとか、庁舎内会議で使いますよっていう目的があって、それに見合ったタブレット、そして環境設定をするっていうところがスタートになっていますので、これを入れてどういうふうに使かじゃなくて、どういうふうに使いたいから、どれを入れるっていう発想かなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

分かりました。確かにおっしゃるとおりだと思います。実際に使われてみて、今後議会で使う場合、予算書、決算書、そういうものを入れ込んでいくのだらうと思うんですね、ほかの議会の例を見てみると。となった場合、この大きさで対応が可能だらうなっていう感覚的なものは、皆さん実際に書面とかをこの中に入れられて見ているわけですが、大きさ的に大丈夫かなというか、可能かなって。導入してから「やっぱり小さかった」ではいけないので、その感覚的なものを教えていただければ。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

正直なところ私も使っていて「小さいな」と、普段のパソコンと比べてですね。最初、部長会議で使ったんですよ。次、課長会議で使ったんですよ。比較的、あまり馴染みのない年代からスタートしましたので、最初わちゃわちゃしたんですよ。見方も「小さいな」と思ったんですよ。でも実際に、拡大がかなり簡単に、携帯と同じようにピンチアウト、ピンチインもできますし、最初「これにメモってどうやってするの」って思っていたんですよ。実際に教えてもらって、今こうしていますので書きにくいですけど、タブレットのようにして使うこともできるので、そのままノートのようにして記入することもできましたし、慣れてくれば使い勝手はそんなに悪くないのかなという感じがいたします。これを例えば会議室にずっと持っていくとか、やっぱり持ち運びをしないといけないというところもありますので、会議に持っていくにはこれはすごく便利だなと思いました。あとは確かに決算書とか、表の広いものを全体的に見るのは非常に難しいかなとは思っています。実際に「ここだな」っていうのを見て、数字を実際見たいときにそこを拡大しながら見るという、それはちょっと一手間かなとは感じております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

いろいろ議会での導入、自治体の導入も見させていただいて、購入じゃなくてリース等々もあったと思うんですね。今回は交付金の利用で購入という判断なのかなと思ってはいるんですけども、リースでの導入は考えてなかったのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

今回これを導入したときのコロナ対応交付金ですけれども、こちらが基本的に単年度の支出になっておりますので、リースだと単年度分の賃貸借料のみになってしまいますので購入ということで、備品購入費で支出をさせていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そしたらリースはもう全く考えてない、予算の査定だとか、そういうのは全然出してないんですか。そこまでお願いできればと思います。

○委員長（岩永政則委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

こちらの補正予算要求をした段階から備品購入費で計上させていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議会導入のこととちょっと違うかもしれませんが、この中に入れられたデータというのは公文書の扱いになるんですか。さっき言われていた会議中のメモだとか、そういうのはどういうふうになるのか。この中に入っているデータそのものが、情報公開の請求のときにはその対象になるものなのか、その辺はどのようになっているんですか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

最初に配布をしました資料、それをもらったものは個人の記録として取っているのですが、記録の部分は情報公開の対象にはならない。議事録、今、実際横で作ってくれていますが、議事録については公文書ということで、公開の対象になるかと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

例えば、町のパソコンに移行した場合にそういうふうになってくるんですか。この中に入っている段階で情報公開の対象になるんですか。さっき使われていた、会議で使っているメモ等は当然対象にはならないということなんで、この中に入っている段階ではないわけですね。それが、本体の方にデータとして移行したら対象になるという形なんですかね。そこら辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

持ち出したときにはこのタブレットを使わせていただいておりますけど、自席に戻ったときには町のファイルサーバーの方に移していくという作業を行います。そのときに公文書の分については課の共有の方へ、そして個人的なメモだとかそういったものは、また別ファイルの方へ保存という形で整理を今のところさせていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

参考までにウェブ会議、ウェブ研修の参加状況を教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

松永主査。

○主査（松永大輔君）

具体的な件数とかは把握ができていないんですけれども、近々で言えば、先週の金曜日に5名、ウェブ研修を自宅でテレワークという形で受講しております。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

昨年は集合研修のウェブ研修というのが多くて、役場の会議室で10人とか集まってウェブ研修を受けているような感じだったんですけれども、今は、例えば1人だけ専門的な研修を受けるとか、税務課の課税の研修とか、収納の研修とか、役場に来なくても、今、主査が言ったように自宅でウェブ研修が受けられると。本年度は、案内自体がウェブで行いますという研修が非常に増えており、新任課長研修ですとか、係長研修ですとか、いろんな研修がウェブで行われております。件数は当たってはおりませんが、各課に直接案内が行ったものもあると思いますので、その辺を集約すればかなりの件数が上がってくるかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

現在の活用状況について箇条書きで書かれている部分が、議会でもタブレットを導入したときに使えるなという点で4項目、5項目ぐらいあるんですけども。1つだけ議会で使うときに私が大丈夫なのかなと思うのは議案書なんですよね。A4サイズのペーパーだったら何とかピンチアウトで拡大して確認できるんですが、議案書になりますと見開きで款項目節ってなりますとA3サイズになるんですよね。例えば何款何項何目の何々となったときに果たしてできるのかな、率直に大丈夫かなというのがどうしても。タブレットを導入はしたいけども、そこだけはどうしても私の中で疑問に思っているんですが、その辺り、今まで扱ってきた中で何か考えがあればお聞かせいただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

今後可能になってくれば、まずは職員、管理職向けの議案配布もデータでお配りして、今は皆さんと同じように紙でお配りをしているんですけども、今後はデータで配布。その中で、今おっしゃられたように自分に関係するところとか、予算書であるとか、そういったものは紙ベースと二本立てでとか。データで配布をしておいて、個別に自分の必要のところだけをプリントアウトするとか、そういった方法ができないか今模索している段階でございます。全てを紙であらかじめ配布するんじゃなくて、まずはデータでお配りして、必要な部分だけを紙でできないかなというふうには考えているところです。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに質疑ございませんかね。

ないようでしたら、以上で質疑を終了いたしたいと思います。執行部の皆さん方、御説明ありがとうございました。御退席を願います。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

タブレットの件につきましてはいろいろ御意見もあるようでございますので、どういう事に利用できるのかとか、あるいはいろいろ活用の方法等も含めて、メモ的なものを25日までに事務局に出していただいて、次の議運のときに配布をして、若干意見交換をできれば、そういうことできたいと思います。また9月議会の終了後に、時間を取ってこのタブレットの件については改めて協議をしていきたいと、一定の方向も出していければと思っております。そういうことで、皆さんいいでしょうかね。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をされました。

10時45分まで休憩をいたします。

（休憩 10時35分～10時45分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に続き委員会を行います。

次に、前回からずっと懸案となっておりました長与町議会の運営に関する基準の会規 89 についてを議題といたします。

去る 7 月 12 日、この件について資料を配布し、局長から 3、4 枚の資料が配布されました。その後、本日に至ったわけですが、運営に関する基準校正案として 7 月 2 日に配布をされました、その最後に会規 89 の改正が出ております。したがって、黄色を削除して赤を追加するというので、国政の問題について意見書提出を求める請願が提出されたときは、十分な審議をした上で「妥当（当該町村）」を消した上で、本町の公益に関する事件であることの「であること」を削除して、「（本町が直接かつ具体的な利害関係を有する事柄）」を挿入すると。とされれば採択し、意見書を別に発議して可決されたならば、意見書を国会又は関係行政庁に提出する。というような改正案を提示して御議論をいただいたわけですが、過去の議論では結論が出ておりませんので、本日これを議題として議論いただくということで準備をいたしたところでございます。これについて改正案のとおりするのか、あるいは改正をしない方がいいのか、いろいろ意見もあろうと思いますが、御意見を伺いたいと思います。どうぞ、皆さんありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は前回も発言しましたが、いろいろ議論がされているので、もう原文のままでもいいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、ございませんかね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もいろいろ自分なりに調べたりもしたんですけども、言われたように今まだ議論もあっている最中でもあるし、当面、原文のままでもいいんじゃないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

原文のままでもいいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。ございませんか。吉岡委員、ありませんか。以前は原文どおりというような発言もあっておったようでした。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

原文のままでもいいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

原文のままをお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

全員が原文どおりという意見があります。いいでしょうかね。そしたら原文どおり改正なしで。前期の議運のメンバーもいろいろ検討いただいた上での決定事項でもあったわけですが、そしたら改正なしで、原文どおりということで決定していいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をされました。

それでは次にもう1点、確認をしたいと思います。もう1点は町長の諮問機関の委員の辞退についてを議題としたいと思います。前は「法的面等に規定されているものを除き、他は就任をしないこと」と決定されまして、意見が出まして、その理由を明らかにするために文言の整理を堤委員と青田課長にお願いすると決定をされました。その結果が別紙のとおり出てまいりましたので、堤委員から報告をお願いいたします。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ほかの方の意見も聞きながら原文を作って提出しました。そして、青田課長も確認していただいて、若干青田課長からも、こうした方が良くないかという文面が出て、ここに書いてあるとおりで「諮問機関の委員は行政の政策に関与する立場である。一方、議会議員は行政を監視する立場である。諮問機関の委員と議会議員を併任することは、二元代表制の下で齟齬が生じると共に、議会基本条例第3条（議会活動の原則）及び、第4条（議員の活動原則）の趣旨により両立することが難しく、議会議員本来の職責を十分に果たすことが困難と考える。」ということで、皆さんにたたき台として提案したらどうかとなりました。補足説明として次のページに基本条例第3条、第4条とはどういうことなのか、条文と逐条解説に書いてある文章。結局、監視機関であるということが1つと、4条については、町政全般を見て特定の団体とか、地域とかに偏らずに考えていけないといけないというところをやはり明確にした方が良くないかとしております。簡単ですけど、以上です。

○委員長（岩永政則委員）

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。今の説明が終わりましたけども何か質問ございませんかね。表現等、何か疑義があったら訂正していきたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

これは行政、執行機関に提出する書類というふうに見て、そうですね。ただそうです

ると2段目の「標記の委員就任については、法律等に規定されたものを除き辞退することを申し合わせたい。」という表現が、これでいいのか。執行機関側に辞退しますと言い切った方が良いのか。申し合わせたいという表現で、申し合せたけども、どうしても「なってくれ」と言われた場合は受けますよというふうな感じになるのか、この表現がどういうふうな、私の解釈が違うのか伺いたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

先程堤委員から説明があった表を見ていただきたいと思いますが、「標記の委員就任については、法律等に規定されているものを除き辞退することを申し合わせたい」ということを、「標記の委員就任については、法律等に規定されているもの及び開票立会人を除き、辞退することとする。」これに決定したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定いたしました。

これは9月議会開会の初日の全員協議会に報告をしたいと思います。そういうことで事務局、整理をお願いしておきたいと思います。これ異議ありませんかね。いいですね。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

今日はもう1つ議題に考えておったんですが時間の都合もありますので、9月議会の前の議運、30日ぐらいになると思いますけども、今日予定をしていたことについては、そのときに若干お話をさせていただきたいということをお願いしておきたいと思います。そのことはどういうことかと言いますと、この前から、浦川委員からいろいろありました補正予算の委員会付託の件について、話をさせていただきたいと思っております。

今日は以上で終わらせていただきたいと思います。議題は以上で終わります。なお、前回お決めいただきました防災服の件について、議長、副議長、委員長、副委員長に一任をいただきました。その後、サンプル等も取り寄せたりして、いよいよ最終段階を迎えており、一任よりは、みんなで決めた方が一番良いんじゃないのと私は思うんです。まだちょっと時間が12時までありますので、提案者の安藤議員も含めた方に一任をいただいておりますけども、今、監査が終わって、安藤議員も来ていただいておりますので、一緒にサンプルを見ながら決めていただきたいと思います、いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。これが今日決まりますと、これも9月の初めの全協に報告をしていきたいということでもいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

本日はこれにて閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 11時37分)